

(傍線部分は改正部分)

		(改正後)	(改正前)
		(自主検査指針の公表)	(自主検査指針の公表)
		<p>第二十九条の四 第二十四条の規定は、法第四十五条第四項の規定による自主検査指針の公表について準用する。</p>	<p>第二十九条の四 第二十四条の規定は、法第四十五条第三項の規定による自主検査指針の公表について準用する。</p>
	(特定自主検査)		
第一百三十五条の三	(略)	第一百三十五条の三 (略)	第一百三十五条の三 (略)
2	2 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。	2 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	2 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
3・4	3・4 (略)	3・4 (略)	3・4 (略)
	(特定自主検査)		
第一百五十四条の二十四	フオーリフトに係る特定自主検査は、第一百五十五条の二十一に規定する自主検査とする。	第一百五十四条の二十四 フオーリフトに係る特定自主検査は、第一百五十五条の二十一に規定する自主検査とする。	第一百五十四条の二十四 フオーリフトに係る特定自主検査は、第一百五十五条の二十一に規定する自主検査とする。
2	2 フオーリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。	2 フオーリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	2 フオーリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
	(特定自主検査)		
第一百五十四条の二十四	フオーリフトに係る特定自主検査は、第一百五十五条の二十一に規定する自主検査とする。	第一百五十四条の二十四 フオーリフトに係る特定自主検査は、第一百五十五条の二十一に規定する自主検査とする。	第一百五十四条の二十四 フオーリフトに係る特定自主検査は、第一百五十五条の二十一に規定する自主検査とする。
2	2 フオーリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	2 フオーリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	2 フオーリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
	(特定自主検査)		
口	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フオーリフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はフオーリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フオーリフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はフオーリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フオーリフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はフオーリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの
口	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フオーリフトの点	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フオーリフトの点	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フオーリフトの点

検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又はフオーリフトの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの

ハ フオーリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフオーリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者

二 フオーリフトの運転の業務に十年以上従事した経験を有する者

(略)

3 事業者は、運行の用に供するフオーリフト（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行つた場合には、当該点検を行つた部分については第一百五十一条の二十一の自主検査を行うことを要しない。

4 フオーリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。
5 事業者は、フオーリフトに係る自主検査を行つたときは、当該フオーリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行つた年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならぬ。

(特定自主検査)

第一百五十五条の五十六 (略)

2 第百五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法律第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フオーリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。

3 (略)

検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又はフオーリフトの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの

ハ フオーリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフオーリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者

二 フオーリフトの運転の業務に十年以上従事した経験を有する者

(略)

3 事業者は、運行の用に供するフオーリフト（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行つた場合には、当該点検を行つた部分については第一百五十一条の二十一の自主検査を行うことを要しない。

4 フオーリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。
5 事業者は、フオーリフトに係る自主検査を行つたときは、当該フオーリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行つた年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならぬ。

(特定自主検査)

第一百五十五条の五十六 (略)

2 第百五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法律第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フオーリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。

3 (略)

（特定自主検査）

第百六十九条の二（略）

2 第百五十二条の二（略）
3 第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号イからハまでの規定中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と、同号ニ中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4 第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

5 第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6 ～ 8 （略）

（特定自主検査）

第百六十九条の二（略）

2 第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と、同号ニ中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

3 第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4 第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

5 第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6 ～ 8 （略）

(特定自主検査)

第百九十四条の二十六 (略)

2 第百五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第一百五十一条の二十四第二項第一号中「フオークリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3 (5) (略)

附 則

(労働安全衛生法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものに関する暫定措置)

第二十五条の三 (略)

(特定自主検査)

第百九十四条の二十六 (略)

2 第百五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第一百五十一条の二十四第二項第一号中「フオーカリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3 (5) (略)

附 則

(労働安全衛生法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者に関する暫定措置)

第二十五条の三 (略)